

事務連絡
平成21年9月1日

各 都道府県 衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

医療機関における新型インフルエンザ院内感染対策等の徹底について

平成21年第33週の感染症発生動向調査（8月21日公表）によれば、インフルエンザ定点当たりの報告数が1.69となっており、流行開始の目安としている1.00を上回りましたので、インフルエンザ流行シーズンに入ったと考えられ、新型インフルエンザ患者数が急速に増加することが懸念され、それとともに、新型インフルエンザの院内感染や医療機関内における集団発生の発生リスクが高まることが懸念されます。つきましては、貴課におかれては、下記について、適切な対応方をお願いします。

記

1. 院内感染対策の徹底について

院内感染対策については、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の10、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第1号、「医療施設における院内感染の防止について」（平成17年2月1日医政指発第0201004号）及び「医療機関における新型インフルエンザ感染対策について」（平成21年6月1日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務連絡）等に基づく院内感染防止体制の徹底について、貴管下医療施設に改めて周知及び指導方をお願いします。

2. 集団感染発生時の対応について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第136号）が平成21年8月25日付で公布・施行されたことに伴い、医師が新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者を

診断した際の、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定に基づく届出は、当分の間、不要とされましたが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う運用の変更について（Q&A等）」（平成21年8月25日厚生労働省結核感染症課事務連絡）により、新型インフルエンザ集団発生が生じている施設等への保健所への報告を引き続きお願いしているところです。

医療機関における新型インフルエンザ集団感染の発生に際しては、当該医療機関における発生状況及び感染予防策の状況について確認し、必要に応じて指導の上、適時当課宛に報告方よろしく申し上げます。

参考

- (1) 「医療施設における院内感染の防止について」（平成17年2月1日医政指発第0201004号）
- (2) 「医療機関における新型インフルエンザ感染対策について」（平成21年6月2日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務連絡）
- (3) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う運用の変更について（Q&A等）」（平成21年8月25日厚生労働省結核感染症課事務連絡）

【担当】

厚生労働省医政局指導課 清

電話：03-3595-2194

FAX：03-3503-8562